

スポーツ仲裁の現状と課題

——スポーツ仲裁法研究序説——

棚 村 英 行*

要 旨

本稿は、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が実施するスポーツ仲裁について、個別の紛争類型、当事者、申立人が求めた仲裁判断の内容、通常仲裁手続と緊急仲裁手続、採用された判断基準、付言・勧告等、多角的な観点から仲裁判断事例を分析、検討したものである。スポーツ仲裁は、スポーツ紛争を専門的に扱う紛争解決手続であり、対象となる紛争は法律上の争訟である必要はなく、付託された紛争が法的紛争ではない場合、仲裁パネルは、競技団体規則その他のルール及び法の一般原則に従って判断がなされる。スポーツ仲裁には、司法裁判所での処理と異なる柔軟性がある一方で、時間的にも、審理判断の面でも、仲裁制度に内在する限界等も存在する。そこで、本稿では、特に代表選手選考紛争事例を対象として、スポーツ仲裁判断例を分析し、学説を整理しつつ問題点を析出し、スポーツ仲裁の今後の課題と将来の若干の展望を試みることで、スポーツ仲裁制度の本格的な研究のための序説としたい。

目 次

- I はじめに
- II JSAAにおけるスポーツ仲裁制度
- III 代表選手選考紛争をめぐるスポーツ仲裁判断
- IV おわりに

I はじめに

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（英語名：Japan Sports Arbitration Agency：JSAA）が実施するスポーツ仲裁は、スポーツ競技又はその運営に関する、競技団体と競技者等との紛争（以下、「スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争」という）について、廉価で迅速な解決を図る紛争解決制度

である。スポーツ紛争¹⁾には種々あるが、たとえば、上記スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争は、一般的に、法律上の争訟に該当しない、あるいは、該当しうるが部分社会の法理によって司法審査の対象とならない可能性があると考えられている²⁾。また、仮に提訴できたとしても、裁判には一定の時間を要するため、たとえ勝訴したとしても本質的な解決³⁾は望めないことも考えられる⁴⁾。そのため、JSAAの設立により、スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争の当事者にとって、第三者から法的な判断を受ける制度が一応設置されたといえる。

ところで、スポーツ仲裁は、必ずしも仲裁法上の仲裁ではなく⁵⁾、スポーツ界独自の紛争解決制度であるために、対象となる紛争の範囲や認容されうる請求はスポーツ仲裁独自の判断に委ねられ、司法裁判所での処理と異なる柔軟性を持つ反面、その限界も独自に存在することになる。すなわち、

* たなむら ひでゆき 法学研究科民事法専攻
博士課程後期課程

2017年10月6日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 猪股 孝史

第2推薦査読者 秦 公正

スポーツ仲裁においては、対象とする紛争の範囲や仲裁パネルによって認容されうる請求の性質、紛争解決にあたっての判断基準等は、直接準拠すべき法が存在せず、先例に則って個別的に処理されているので、判断基準の形成やその解釈運用については、仲裁判断の集積やその動向をもって予測判断するよりほかない。そこで本稿では、代表選手選考紛争事案を対象に、公表されている仲裁判断例を分析し、紛争解決制度としてのスポーツ仲裁の特色、傾向を明らかにするとともに、その課題や限界について考察を行う。以下、第1に、JSAAのスポーツ仲裁の制度の現状について説明する(Ⅱ1以下)、第2に、公表されている代表選手選考紛争事案をめぐる15事案の仲裁判断事例を分析し検討を加えることにする(Ⅲ1以下)、そして、第3に、学説及び評釈を参照しながら、スポーツ仲裁に関する今後の課題を提示し、若干の考察を行うこととしたい(Ⅲ3以下)。

Ⅱ JSAAにおけるスポーツ仲裁制度

1. JSAAの概要

JSAAは、2003年に設立されたスポーツ紛争専門の裁判外紛争処理(ADR)機関であり、「スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ること」を目的に⁶⁾、仲裁・調停事業、理解増進事業、スポーツ法啓発事業等を行っている。JSAAは、法律上の設置根拠を有するADR機関ではないが、JSAA設立後の2011年に施行されたスポーツ基本法、スポーツ基本計画においては、事実上、「スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関」として位置づけられているといえる⁷⁾。

しかしながら、司法の介入には限定的なスポーツ界において、第三者による法的な判断を受けられる機会を提供することで、いわばスポーツ界における「司法」の役割を期待されるJSAAのスポ

ーツ仲裁であるが、すべての紛争当事者に対して門戸が開かれているわけではない。スポーツ仲裁も、仲裁という当事者の合意に基づく紛争処理制度であり、その制度上、仲裁合意が成立しなければ仲裁手続を開始することができない。そのため、競技者等からの仲裁申立てに対して、スポーツ競技団体が仲裁合意をせず、仲裁手続が開始されなかった事案、いわゆる仲裁不承諾事案が一定数存在する⁸⁾。JSAAは、このような仲裁不承諾事案の解消のために、スポーツ競技団体の規定の中に、紛争が生じた際には競技者等からの申立てに応じ、その紛争解決をJSAAに委ねる旨の事前合意(以下、「自動承諾条項」という)を定めることをスポーツ競技団体に求めている。しかし、当然のことながら、自動承諾条項を採択し、紛争をJSAAに付託するかどうかの判断については、スポーツ競技団体の自律的な決定に委ねられ、JSAAとしては、スポーツ競技団体の自主的な履行に期待するほかない。もちろん、紛争が生じた後に競技者等からJSAAへの仲裁申立てがなされ、それを受けてスポーツ競技団体が仲裁合意をし、紛争解決をJSAAに紛争の解決を付託する場合も考えられるので、自動承諾条項が未採択であることだけをもって必ずしもJSAAに仲裁を申し立てる途が閉ざされるわけではないが、紛争発生後の当事者間の関係性を考えると仲裁合意を締結することは容易ではないだろう。自動承諾条項の採択率は、2017年3月31日現在44.6%であり⁹⁾、すべての紛争当事者に解決手続への参加の機会を提供することが制度的に確立されているとはいえ、司法の介入につき限定的なスポーツ界において、スポーツ仲裁が果たす「司法」の役割は未だ限定的なものに留まっている¹⁰⁾。

2. スポーツ仲裁手続

JSAAは、当事者や紛争の属性に応じて、6つの規則に基づく仲裁・調停手続を実施している¹¹⁾。ここでは、紙幅の関係上、各手続における紛争の

対象、取り扱い件数等の概要については省略し、本稿で対象とする代表選手選考紛争を含む、スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争を対象としている、スポーツ仲裁規則について、以下に仲裁手続の対象、特徴について説明する。

すでに述べたように、スポーツ仲裁はスポーツ仲裁規則に基づいて実施される紛争解決手続である。スポーツ仲裁規則によれば、同規則に基づくスポーツ仲裁は、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関」が、「競技者等」に対して行った決定について、その決定に不服を持つ「競技者等」が申立人となり、「競技団体」を被申立人として行う仲裁申立てに適用される¹²⁾。「競技団体」とは、「公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、各都道府県体育協会号、前記4団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体」の事を指す¹³⁾。また、「競技者等」とは、スポーツ競技における「選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチーム」であると規定されている¹⁴⁾。

スポーツ仲裁規則には、以下の特徴が挙げられる。第1に手続費用の廉価性である。申立人1人当たりの仲裁申立料金は、54000円と規定されている¹⁵⁾。第2に迅速性である。スポーツ仲裁手続は、通常仲裁手続の場合、申立てから仲裁判断の言い渡しまで平均で5ヶ月ほどであるが¹⁶⁾、JSAAが事態の緊急性又は事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続に付され、原則として1名の仲裁人によって、特に迅速な手続の進行に努めなければならないと規定されており、可及的速やかに仲裁判断がなされることになる¹⁷⁾。第3に、公開性である。JSAAは、申立人等を匿名にしつつ仲裁判断をJSAAのウェブサイト公開している¹⁸⁾。これには、仲裁判断の内容を広く社会に認識させること¹⁹⁾の他に、学説によれば、スポーツ競技団体に仲裁判

断の履行を促すことに期待しているとの見解もある²⁰⁾。

Ⅲ 代表選手選考紛争をめぐるスポーツ仲裁判断

さて、JSAAの仲裁判断例は、「スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争」について、どのような仲裁判断を行ってきたのだろうか。具体的な分析、検討はⅢ2.及び3.で行うこととして、ここでは、まず、本稿で扱う代表選手選考紛争をめぐる仲裁判断例を概観しておきたい。

1. 仲裁判断例の概観

[事案1] JSAA-AP-2003-003号事案

[事案の概要]

本事案は、身体障害者水泳競技の競技者である申立人が、日本身体障害者水泳連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、平成15年強化指定選手としない決定（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、本件決定において、選手選考基準の内容が著しく合理性を欠くとはいえず、選手選考基準の運用が著しく不合理であったということもできないことから、本件決定の結論は維持されるべきであり、仮に選手選考基準の運用に多少問題があったとしても、この結論には影響を与えないと判断し、被申立人の決定を維持した。しかしながら本件仲裁パネルは、被申立人の申立人に対する対応には不適切な点があり、相手方は選手選考手続の透明性及び客観性の確保を図るべきであると指摘し、今後の選手選考基準の策定及び開示、選手選考方法、選手選考過程の情報開示につき、付言した。

[事案2] JSAA-AP-2004-001号事案

[事案の概要]

本事案は、馬術競技の競技者である申立人が、日本馬術連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、アテネオリンピック障害馬術出場人馬の決定

(以下、「本件決定」という)の取消し等を求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、被申立人が策定した選手選考基準が著しく合理性を欠くものではないこと、選手選考基準に違反した決定がなされたわけではないこと、本件においては選手選考基準の一部が未公表であったが、それによって選手の競技会における対応や練習方法が変わるものでない限り決定を取り消す事由とならないこと等から被申立人の決定を維持した。しかしながら、本件仲裁パネルは、本件選手選考基準及び選考過程にいくつかの不適切な面があり、それが本件紛争の重大な原因になったとして、明晰な選手選考基準の策定及び競技者に対する十分な説明、選手選考方法、特定の候補者と利害関係を持つ者の選手選考からの排斥、選手選考権限を持つ者の行動につき、付言した。なお、申立料金及び申立人が費やした弁護士費用の一部を被申立人が負担することと判断した。

[事案3] JSAA-AP-2004-002号事案

[事案の概要]

本事案は、視覚障害三段跳びの競技者である申立人が、日本身体障害者陸上競技連盟(以下、「被申立人」という)を相手に、2004年アテネパラリンピック陸上競技の部における日本代表選手の決定(以下、本件決定)の取消し等を求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、本件決定において被申立人の推薦選手の決定や推薦行為が不当、不合理であるとまではいえず、選考を再度実施しなければならないほどの事情があるとはいえないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。しかしながら、本件決定において、選手選考対象大会の周知、選手選考基準や選手選考方法につき不明確で、被申立人の側にも反省すべきところがないとはいえない旨、付言した。

[事案4] JSAA-AP-2005-001号事案

[事案の概要]

本事案は、ローラースケートフィギュアの競技者である申立人が、日本ローラースケート連盟(以下、被申立人)を相手に、第11回アジア大会における総合種目への出場選手をAとしフリー競技への出場選手を申立人とする決定の取消し等を求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、仲裁合意に代わる競技団体規則が存在しないとして、申立てを却下した。しかしながら、本件仲裁パネルは、被申立人の仲裁手続への非協力的な態度、被申立人の選手選考機関である専門委員会や不服申立機関である倫理委員会が、現実には全く機能していないこと等、不適切であると認められた点につき付言した。

[事案5] JSAA-AP-2008-001号事案

[事案の概要]

本事案は、カヌーフラットウォーターレーシングの競技者である申立人が、日本カヌー連盟(以下、「被申立人」という)を相手に、北京オリンピックアジア地区最終予選会における、女子カヤック4への出場選手をA・B・C・Dとし、女子カヤック1の出場選手を申立人とする決定(以下、「本件決定」)の取消し等を求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、本件選手選考基準そのものが不公正で不当、不合理とはいえないことから、被申立人による本件決定は、その決定方法に不公正・不当及び不合理と判断されるべきものではないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。しかしながら、本件仲裁パネルは、本件紛争が生じた経緯にあつては被申立人側にも反省すべきところがないとはいえないものと指摘し、今後の被申立人の選手選考等にあつて、選手への配慮、選考方法等の周知等に努めることを付言した。

〔事案6〕 JSAA-AP-2010-004号事案

〔事案の概要〕

本事案は、ボウリング競技の競技者である申立人が、兵庫県ボウリング連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、第65回国民体育大会ボウリング競技の兵庫県成年男子代表選手の正選手をA、B、C、Dとし、予備登録選手を申立人とした（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、本件決定について、少なくとも被申立人において裁量を不当に逸脱する判断があったとまではいえず、本仲裁パネルに提出された各証拠からもこれに見合う事実は認められないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。

〔事案7〕 JSAA-AP-2010-005号事案

〔事案の概要〕

本事案は、障害者バドミントン競技の選手である申立人が、日本障害者バドミントン協会を相手に、広州2010アジアパラ競技会におけるバドミントン競技に関し、BMSTU 4/5ダブルス男子日本代表に申立人を選出しないとの決定が効力を有していないことの確認等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、被申立人が、申立人の請求を受け入れ、本件決定を取り消し、申立人を本件競技会におけるバドミントン競技のBMSTU 4/5ダブルス男子日本代表に選出したことが認められたことから、申立人の確認請求を認容したが、本件仲裁に支出した費用は各自の負担とした。

〔事案8〕 JSAA-AP-2011-003号事案

〔事案の概要〕

本事案は、ボート競技の競技者である申立人が、日本ボート連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、2012年ロンドンオリンピック・アジア大陸予選の男子軽量級ダブルスカル（LM2X）日本代表クルーの内定の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、選手選考大会においてイレギュラーな事態があった際に、それに対処するための新たな選考方法を設定し、これに基づいて被申立人が選考判断したことは、著しく合理性を欠いていること、選考過程が不透明であることから、申立てを認容した。なお、選考対象となった選手の中に自らが監督又はコーチとして関与しているチームの所属選手がいる場合には、利益相反に関する無用の疑義を生じさせないように、客観性、透明性の高い選考基準、選手への事前の説明、選考側の体制につき特に配慮が必要であると付言した。

〔事案9〕 JSAA-AP-2013-003号事案

〔事案の概要〕

本事案は、水球競技の競技者である申立人が、日本水泳連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、2013年度ワールドリーグアジア・オセアニア大洋州ラウンド競技会の日本代表選手に申立人を選出しないとの決定（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、本件決定において、選手選考基準が著しく合理性を欠くものではないこと、被申立人の制定した規則に違反するものではないこと、決定に至る手続に瑕疵があったものということではできないことから、被申立人の本件決定を維持した。

〔事案10〕 JSAA-AP-2013-005号事案

〔事案の概要〕

本事案は、ボッチャ競技の競技者である申立人が、日本ボッチャ協会（以下、「被申立人」という）を相手に、2013年アジア・オセアニアボッチャ選手権大会（以下、「本件競技会」という）における出場選手に申立人を選出しないとの決定（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、本件決定が、被申立人によ

る選手選考基準に従えば申立人を出場選手に選出することを原則とすべきところ、合理的な理由なく申立人を選出しないとするものであり、取り消されるべきであると判断し、申立てを認容した。さらに本件仲裁パネルは、本件決定が取り消された場合、新たな出場選手の選考については、本来、本件スポーツ仲裁パネルによる判断を尊重した被申立人の判断に委ねるべきであるが、事態の緊急性に鑑みて緊急仲裁手続の下で判断を求められている本件の解決のためには、本件スポーツ仲裁パネルが、仲裁判断をもって、被申立人に対して申立人を本件競技会出場選手と決定することを命じることが相当であると判断し、申立人を本件競技会参加選手に選出することを命じた。

〔事案11〕 JSAA-AP-2013-023号事案

〔事案の概要〕

本事案は、スキー競技の競技者である申立人が、全日本スキー連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、「2013/2014シーズンのオリンピック出場枠選考期間内のWC男子出場選考について」と題する書面において行った決定（以下、「本件決定」という）に対して、本件決定の取消しを求めるとともに、ワールドカップ第1戦から第8戦につき申立人が優先して出場する権利があることの確認を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、本件決定において、選手選考基準及び過程が被申立人の裁量権の範囲を超えて著しく合理性を欠くということとはできないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。

〔事案12〕 JSAA-AP-2013-024号事案

〔事案の概要〕

本事案は、卓球競技の競技者である申立人が、日本卓球連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、国際卓球連盟（ITTF）が主催する世界予選大会（2014 YOG World Qualification, 以下「本件予選会」という。）への派遣選手の決定（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、被申立人が、世界卓球連盟が定めた選手選考基準（以下、本件世界基準という）とは異なる、被申立人が独自に策定した選手選考基準（以下、本件日本基準という）を採用していることについて、被申立人に与えられた裁量権を逸脱したものとはいえず、著しく合理性を欠くとまではいえないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。しかしながら、本件仲裁パネルは、被申立人としても、申立人が本件申立てをするに至った心情を理解するとともに、本件申立てによって申立人と被申立人の関係に影響が生ずることがないように配慮し、今後も申立人を含めたジュニア選手の育成に心を砕かれることを望む旨、付言した。

〔事案13〕 JSAA-AP-2014-007号事案

〔事案の概要〕

本事案は、自転車競技の競技者である申立人が、日本自転車競技連盟（以下、「被申立人」という）を相手に、第35回アジア自転車競技選手権大会の本種目出場正選手にAを選出し、申立人を補欠とする決定（以下、「本件決定」という）の取消し等を求めた事案である。

〔判断の要旨〕

本件仲裁パネルは、本事案において、公表された代表選手選考基準は存在しないものと判断したものの、本件決定自体が著しく合理性を欠くとはいえないと判断し、被申立人の本件決定を維持した。しかしながら、本件仲裁パネルは、代表選手選考基準の適用される競技会が必ずしも明確ではなかったことが本件紛争の大きな理由であると指摘し、被申立人に対して、今後選手選考基準をできる限り客観的な基準として定立するように要望する旨、付言した。

〔事案14〕 JSAA-AP-2015-003号事案

〔事案の概要〕

本事案は、ボート競技の競技者である申立人らが、日本ボート協会（以下、被申立人）を相手に、

被申立人が、A及びB(以下、「C大学クルー」という)の申立てに対して被申立人裁定委員会において行った裁定のうち、被申立人の強化委員会が行ったU23世界選手権軽量級スweepカテゴリーに出漕する代表選手の選考決定(以下「被申立人強化委員会決定」という。)について、申立人らを代表選手に選考するとの部分を取り消した裁定の取消しを求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、被申立人が、自ら定めた規則に反して競技中の審判の判定を審査対象としたこと、被申立人が行った裁定が、被申立人が事前に公開していた選手選考基準に反すること等を理由に、本件被申立人強化委員会決定は有効であると判断し、被申立人による裁定の取り消しの申立てを認容した。そして、本件仲裁判断は、本件においてスポーツ仲裁手続に当事者として参加してはいないC大学クルーの意見書も十分に踏まえた上で判断したものであり、C大学クルーも仲裁判断を尊重するよう期待する旨、付言した。

[事案15] JSAA-AP-2016-001号事案

[事案の概要]

本事案は、自転車競技のロードレース、タイム・トライアル種目等の競技者である申立人が、日本自転車競技連盟(以下、「被申立人」という)を相手に、2016年リオデジャネイロオリンピック大会の女子ロードレースの選考から申立人を除外するとの決定(以下、「本件決定」)の取り消しを求めた事案である。

[判断の要旨]

本件仲裁パネルは、本件決定は、不利益処分の根拠となる事実の立証については、不利益処分を行う側が負うところ、被申立人は不利益処分の根拠となる客観的な事実の立証を果たしていないことから、規則には違反していないが著しく合理性を欠くと判断した。また、国内スポーツ連盟が登録選手に対して不利益処分を科することができる旨の規則を制定した場合、当該規則施行前の登録

選手の行為に対して当該規則に基づいて不利益な処分を科することを定めた本件手続規程は、不利益処分の遡及適用の禁止の原則により認められないと判断した。以上の理由から、本件仲裁パネルは、申立てを認容した。

2. 仲裁判断例の分析

ここでは、Ⅲ1.で概観した代表選手選考紛争に係る15事例につき、各判断について(1)当事者及び申立人が求めた仲裁判断、(2)仲裁申立てに対するスポーツ仲裁パネルの仲裁判断、(3)通常仲裁手続と緊急仲裁手続、(4)採用された判断基準、(5)仲裁判断に付された付言・勧告の各観点から分類し、分析を試みる。なお、1件の仲裁判断における申立人の請求は複数あることから、複数の類型を含む仲裁判断も存在する²¹⁾。

(1) 当事者及び申立人が求めた仲裁判断

代表選手選考紛争に係る15事例の当事者は、Ⅱ2.で確認したように、スポーツ仲裁規則2条に定める「競技団体」と「競技者等」である。申立人となりうるのは、「選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチーム」であると規定されている。15事例については、いずれも「競技団体」による代表選手選考について不服を持つ「選手」が申立人であった²²⁾。申立人について、競技を行う際の競技者の人数及び決着の方法から類型別に①個人競技で得点を競う競技、②団体競技で得点を競う競技、③個人競技で採点を競う競技、④団体競技で採点を競う競技、⑤個人競技で記録を競う競技、⑥団体競技で記録を競う競技に分類すると²³⁾、仲裁判断における当事者が属する競技種目は、類型①が2件、類型②が4件、類型③が3件、類型④が0件、類型⑤が2件、類型⑥が5件であった。競技を行う競技者の人数による分類では、個人競技が7件、団体競技が9件、また、決着の方法による分類では、得点を競う競技が6件、採点を競う競技が3件、記録を競う競技が7

件であった²⁴⁾。競技者の人数による分類については、個人競技に比べ、やや団体競技の仲裁判断件数が多く、決着の方法では、タイムを競う競技が比較的多いことがわかる。当事者の属する競技種目については、団体競技に比し、個人競技でのトラブルが発生しやすいという見解があるが²⁵⁾、JSAAに付託された仲裁事案数のみをもって紛争の多少を評価できるものではなく、また、少なくとも15事例の仲裁判断例においては、競技種目等による顕著な差異は確認できないといえる。

次に、申立人の求めた仲裁判断につき、その趣旨から分類すると、「取消し」、「義務付け」、「確認」の3項目に分類することが可能である。すなわち、「取消し」の場合とは、代表選手選考の取消しを求めるものを指し、「義務付け」とは、後述するが、被申立人に対し、何らかの義務付けを求めるものを指し、「確認」とは、被申立人に対して、申立人の地位について確認を求めるものを指す。仲裁合意の不存在を理由として、実体的な審理が行われず却下された〔事例4〕を除く14事例のうち、「取消し」に該当するものは、13件、「義務付け」に該当するものは8件、「確認」に該当するものは3件であった。さらに、「義務付け」の申立てについてその趣旨から分類すると、「ガバナンス」、「客観的な根拠の提示」、「申立人の選出」、「選手選考のやり直し」、「選手選考基準の定立」、「その他」に分類することができる。すなわち、「ガバナンス」とは、スポーツ競技団体の運営・管理の改善等、団体のガバナンスに関する義務付けを求めるものを指し、「客観的な根拠の提示」とは、選手選考における客観的な根拠の提示を求めるものを指し、「申立人の選出」とは、申立人を代表選手に選出することを求めたものを指し、「やり直し」とは、選手選考のやり直しを求めたものを指し、「選手選考基準の定立」とは、選手選考において被申立人が準拠すべき選手選考基準を策定するよう求めるものを指し、「その他」とは、前記5項目に当てはまらないものを指す。14事例をこれら「義務

付け」につき分類すると、「ガバナンス」に該当するものが4件、「客観的な根拠の提示」に該当するものが3件、「申立人の選出」に該当するものが9件、「やり直し」に該当するものが1件、「選考基準の定立」に該当するものが3件、「その他」に該当するものが3件であった。これら14事例の分類からみるに、申立人の求めた仲裁判断は、選手選考の取消しないし申立人の地位に関する確認を求めた上で、加えて、被申立人に対して何らかの義務付けを求めるものが一般的であるといえる。

(2) 仲裁申立てに対するスポーツ仲裁パネルの仲裁判断

仲裁判断において、申立人の請求につき仲裁パネルがとりうる判断は、「認容」、「棄却」、「却下」である。すなわち、「認容」は、請求を認容する場合であり、「棄却」は、請求は適法であるが、申立人の主張は棄却される場合であり、「却下」は、請求が不適法であり、却下される場合である。

まず、15事例の申立てにおいて、申立てが「認容」された場合、「棄却」ないし「却下」された場合に大別すると15事例のうち、5事例（1件の確認を含む）が認容され、10事例が棄却ないし却下された。さらに、すでに述べたように、申立人は1事案で複数の仲裁判断を求めることがあることから、仲裁判断も請求ごとにそれぞれ別個に判断がなされる。つまり、たとえば、一部に関しては適法であるが、残部は不適法であるといった仲裁判断もありうることになる。個別の請求についての仲裁パネルの判断は、仲裁合意の不成立から仲裁申立て自体が却下され実体的な審理に至らなかった〔事案4〕を除く14事例で分類すると、「取消し」の請求は、4件が認容され、8件が棄却された。「確認」の請求は、2件が認容され、1件が棄却された。「義務付け」を求めたものは、さらに請求の趣旨について分類すると、「ガバナンス」、「客観的な根拠の提示」、「選考基準の定立」は、認容ないし棄却されたものはなく、いずれも却下された。「申立人の選出」は1件が認容され、7件が棄

却され、1件が却下された。④「やり直し」は、1件が棄却された。「その他」では、4件がいずれも却下された。

これら分類からみるに、15事例においては、仲裁合意が成立すれば、スポーツ競技団体による選手選考の「取消し」及び「確認」の請求は、仲裁判断の対象であると判断されていることがわかる。これに対して、被申立人に対して「義務付け」を求める請求は、現時点では、仲裁判断の対象となると判断されうるもの、対象ではないと判断されるもの、仲裁パネルにより判断が分かれるものが散見される。この点については、Ⅲ 3.(2)で仲裁判断を求めうる請求とその範囲について学説・評釈を参考に考察を行うこととしたい。

(3) 通常仲裁手続と緊急仲裁手続

前述のとおり、スポーツ仲裁規則にかかる仲裁判断においては、特に迅速な解決に努める必要性が認められる場合において、緊急仲裁手続の規定がある。15事例につき、仲裁手続の形態について分類すると、「通常仲裁手続」、「通常仲裁手続ではあるものの、緊急性を鑑み、迅速な解決に努めたもの」、「緊急仲裁手続」、「緊急仲裁手続ではあったものの、3人の仲裁人によって審理されたもの」に分類することができ、「通常仲裁手続」が3事例、「通常仲裁手続ではあるものの、緊急性を鑑み、迅速な解決に努めたもの」が1事例、「緊急仲裁手続」が6事例、「緊急仲裁手続であったものの3人の仲裁人によって審理されたもの」が4事例であった。これら仲裁手続による分類にみるに、代表選手選考紛争に係る仲裁判断は、15事例のうち、12事例において事案の緊急性が認められることから、スポーツ仲裁に付託された代表選手選考紛争は、事案の緊急性が高い傾向にあるといえよう。

(4) 採用された判断基準

スポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁における仲裁判断は、競技団体規則その他のルール及び法の一般原則に従って判断がなされる²⁶⁾。ただし、

法的紛争については、適用されるべき法に従ってなされるものとされている²⁷⁾。

仲裁判断例からみるに、スポーツ仲裁においては、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」²⁸⁾との判断基準があり、(以下、「4項目の判断基準という」)、代表選手選考紛争事案に限らず多くの事案で採用されており、先例として確立されつつあるとあってよいだろう。

また、選手選考紛争事案特有の判断基準として、「代表選考は客観的な数値にしたがい自動的に決まる旨の基準があらかじめ定められているような場合は格別、このような基準がない場合には、競技団体としては、当該競技に関する専門的見地及び大会で好成績を挙げるための戦略的見地から、記録以外のさまざまな事情、たとえば技術以外の能力、調子、実績、団体競技であれば競技者間の相性等を考慮して判断することも、選手選考の性質上必要であると考えられる。ただ、選考過程において、試合結果等の数値を考慮せず恣意的な判断を行う等、競技団体としての専門性を放棄するような裁量を逸脱する判断が行われた場合のみ、当該代表選考が無効ないし取消すべきものとなる」²⁹⁾との判断基準(以下、「選手選考に関する判断基準という」)がある。15事例において採用された判断基準を、「4項目の判断基準」、「選手選考に関する判断基準」に分類すると、仲裁合意の不存在を理由として、実体的な審理が行われず却下された[事例4]を除く14事例のうち、「4項目の判断基準」が採用されたのは10事例、「選手選考に関する基

準」が採用されたのは2事例、判断基準について言及されていないものが2事例であった。

さて、「4項目の判断基準」、「選手選考に関する判断基準」は、いずれも選手選考を行うスポーツ競技団体の自律権を尊重しつつ、裁量の逸脱があった場合に、それを取り消す際の判断基準であるといえる。このような判断基準を採用して仲裁パネルが判断する、スポーツ競技団体の裁量の合理的な範囲については、Ⅲ3.(1)で学説及び評釈を参考に考察を行うこととしたい。

(5) 仲裁判断に付された付言・勧告

仲裁パネルによって申立てが認容された仲裁判断は、15事例のうち5事案にすぎないが、申立てが棄却ないし却下され、取消しには至らなくても、スポーツ競技団体による代表選手選考の過程に不適切な点を認め、批判や提言といった形で付言ないし勧告が付される仲裁判断例がみられた。仲裁パネルによる競技団体への代表選手選考に対する付言ないし勧告が付されたものは、申立てが棄却ないし却下された10事案のうち7事案において確認できた。仲裁判断例にみる付言・勧告については、不適切な点は認められたものの、それが裁量の逸脱とまではいえない場合に付言として、あえてスポーツ競技団体の瑕疵について言及する必要があるのか、不適切な点があったのならば取消しを認めてもよかつたのではないかと、また、そもそも仲裁パネルにスポーツ競技団体への指導監督権が認められるのかという疑問が生じる。この問題については、Ⅲ3.(3)で学説及び評釈を参考に考察を行なうこととしたい。

3. 仲裁判断例にみる問題と検討

以上の仲裁判断例の分析から得た、諸問題及び論点について、学説及び評釈を参照しながら検討することとしたい。

(1) スポーツ競技団体の自律権の尊重と裁量の合理的な範囲

代表選手選考紛争事案に限らず、スポーツ仲裁

においては、「4項目の判断基準」が先例として、確立されつつある。学説では、この先例判断基準について、スポーツ競技団体の行った決定・処分に係る紛争と行政事件の紛争構造の類似性から論じられることが多い³⁰⁾。代表選手選考紛争に係る仲裁判断例において確認するところ、「4項目の判断基準」の他に、「選手選考に関する判断基準」も採用されていることが確認できたが、これら判断基準は別個独立の理論の枠組みを持つ判断基準ではなく、むしろ、裁量の範囲に関する記述の差異はあれ、いずれも、スポーツ競技団体の自律権を尊重し、裁量の合理的な範囲について判断するものであるといえる。

代表選手選考紛争に係るスポーツ仲裁判断における裁量の合理的な範囲の判断について、小川は、仲裁判断例の傾向としては、選手選考過程において競技団体の瑕疵や不適切であった点が認められたとしても、結論において著しく不合理ではない場合には、当該団体の決定は維持されるという、いわば競技団体の裁量権を広範に認める傾向があると指摘する³¹⁾。また、棚村は、代表選考紛争に係る仲裁判断例にみるに、代表選考基準の不明確性、選考方針変更の周知の不徹底、対象となる選考合宿や選考試合での客観的科学的な評価方法の欠如、事前事後の説明の不十分さ、個人の実績や能力に関するデータ無視等につき、代表監督やコーチに合理的に許される裁量の範囲を大きく逸脱する点が多々みられ、手続的にも合理性を欠くものが少なからず見受けられると指摘する³²⁾が、これら仲裁判断例において仲裁パネルは、申立てを必ずしも認容していない。

このようにみると、代表選手選考紛争に係る仲裁判断例について、「裁量を大きく認めている」という指摘は正鵠を射ているようにも思われる。しかしながら、スポーツ競技団体が代表選手選考を行なう上で合理的な裁量の範囲とはどのようなものかという問題点については、単に全体的な仲裁判断例の傾向によってのみ判断できるものではな

く、裁量論の観点からも個別具体的な事案について検討する必要があると考えるので、本稿では、今後の課題として提示するだけに留め、理論的な検討は他稿に譲ることとしたい。

(2) 仲裁判断を求めうる請求とその範囲

代表選手選考紛争をめぐる仲裁判断例の大半は、申立人を代表に選出しない決定の取消し及び自身を代表選手として選出せよという趣旨の申立てだが、スポーツ競技団体に対して、申立人の地位に関する「義務付け」の請求を行う事例がみられた。仲裁パネルは、このような「義務付け」の請求について、Ⅲ 2(1) で確認したように、「申立人の選出」の請求を1件認容したことが確認できた例を除き、棄却ないし却下している。たとえば、[事案1]では、「JSAA 仲裁パネルが適当と考える申立人を救済する対応」は、「具体性、特定性を欠き仲裁判断の対象とならない」と請求を却下した。[事案7]では、「公正で明確な代表選考基準の定立」、「代表選考に関するガバナンスの確立」について、選考基準の定立のような一般的抽象的に求める請求や競技団体内部の管理・運営の改善を一般的抽象的に求める請求は、スポーツ仲裁に馴染まないとして請求を却下した。[事案9]においても、代表選考決定の取り消しや申立人を代表に選出せよという請求のほか、代表選手選考の根拠やデータの開示、代表選考の明確な基準の定立が求められたが、仲裁パネルは、データの開示及び代表選考基準の定立については、代表監督の裁量に任されているものであり、数値化したデータは存在しないと請求を却下している。

「義務付け」の請求は、仲裁判断の対象となると判断されうるもの、対象ではないと判断されるもの、仲裁パネルにより判断が分かれるものが散見され、具体的な請求につきどのように判断が分かれるのかについての検討は紙幅の関係上他稿に譲ることとし、ここでは、とりわけ数が多く、また、大半が仲裁判断の対象であると判断された、「申立

人の選出」について検討してみたい。

たとえば、「義務付け」の請求のうち、「申立人の選出」が認容された[事案13]をみると、「4項目の判断基準」を採用し、スポーツ競技団体が事前に公表した代表選考基準に基づきスポーツ競技団体の裁量の範囲について検討し、事前に示した選手選考基準以外の基準を採用する場合には合理的な理由が必要であり、競技団体側がこれを主張し説明しなければならないところ、当該決定が合理的理由なく他の基準を採用して選手を選考したものであるとして決定を取り消すとともに、事態の緊急性から申立人を代表選手に決定せよと命じた。しかしながら、[事案14]では、[事案13]と同様に申立てを認容し、スポーツ競技団体の代表選手選考決定は取り消したものの、代表選手の選考自体は、競技団体が専門的な見地から判断すべきだと下駄を預けた。

このような、仲裁判断を求めうる請求の範囲の問題については、「創造的な仲裁判断の可能性」として、専門性と他の選手の手続保障の問題を理由に、たとえ緊急性があったとしても、競技団体に委ねるべきとする立場があり、この立場をとる場合、再試合をせよという判断も行き過ぎであり、決定が取り消された後にどのような選考方法をとるかは競技団体に委ねるべきだとする³³⁾。これに対して、時機に後れての救済では本質的な解決にならない代表選手選考紛争に関しては、実質的な救済を図る一つの方法として、創造的な仲裁判断を行える場合があってよいし、行政訴訟でも、処分取消しだけでなく、一定の要件の下で義務付訴訟という制度も認められているとして肯定する立場もある³⁴⁾。もっとも、すでに代表に選出されている選手等への手続保障の問題や、スポーツ競技団体に裁量が認められていることとの関係で生じる問題もクリアする必要性についても指摘されている³⁵⁾。スポーツ仲裁規則35条1項には、第三者の手続参加の規定はあるものの、被申立人の同意が要件とされており、また、同条4項において、

仲裁パネルは、手続の遅延等の相当の理由がある場合に、手続参加を許さないこともできるとされている。

私見では、「申立人の選出」について、代表選手選考紛争は、事案の緊急性が高い傾向があること、競技やスポーツの種目の特性に応じて多種多様なものが存在すること、常に競技団体の自律的な判断に委ねるということだけで紛争の実質的な解決にならないこと等を勘案すると、競技者の実質的な救済や保護を図るためには、他の選手等の手続保障を図りつつ、競技団体の迅速で適切な解決が期待できない場合や、選ばれる選手も限定されており、その意思も確認できるような場合、仲裁パネルが代表選手選考についての一定の情報を有している場合には、直接に代表選手の選定を命じることができるというよいであろう³⁶⁾という立場を支持したい。本問題についても、今後の研究課題としたい。

(3) スポーツ仲裁の勧告機能

スポーツ仲裁の勧告機能に関する学説は2つに大別することができる。つまり、スポーツ仲裁は仲裁機関として仲裁判断に係る部分の事実を述べるに留まるべきであるという説（以下、「否定説」という）と、競技団体に対する勧告機能を持つべきであるという説（以下、「肯定説」という）である。以下にそれぞれ整理、検討を試みる。

〔事案2〕評釈においては、仲裁判断末尾に日本馬術連盟に対して厳しく叱正する旨の付言が付されたことについて、スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁は、通常の民事紛争を対象とする「仲裁法上の仲裁」と異なり、紛争解決の強制力よりも、競技団体に対する勧告的機能がより重視されることとして、本件勧告を競技団体は真摯に受け止め、選考基準と選考方式の透明化に注力しなければならないと指摘し³⁷⁾、肯定説の立場がとられた。また、〔事案3〕評釈においても、スポーツ仲裁パネルは、日本身体障害者陸上連盟（以下被申立人）の行った申立人を選出しないとの決定をした代表選

手選考の取消しは認めなかったものの、被申立人による代表選手選考に一定の問題点を認め、改善を促したことを挙げ、将来のルール策定や改善を求める機能がスポーツ仲裁にはあると指摘し³⁸⁾、肯定説の立場がとられた。〔事案1〕評釈では、手続の瑕疵の程度が結論に重大な影響を及ぼさなかった点は妥当としながらも、その結論が競技者に及ぼす重大な影響を指摘し、競技者に対する対応の不適切さへの反省、誠実な協議や対話、その議論の開示などの具体的な案を行っている点を評価し、選手選考過程の透明性、客観性、誠実さの維持と、競技者への開示や適切な対応を求めており、肯定説の立場であるといえる³⁹⁾。〔事案2〕評釈でも肯定説の立場をとり、スポーツ仲裁は紛争解決の強制力よりも、競技団体に対する勧告的機能がより重視されることとして、本件勧告を競技団体は真摯に受け止め、選考基準と選考方式の透明化に注力しなければならないとの指摘がなされている⁴⁰⁾。また、この〔事案2〕について、仲裁判断が、代表選考方法の公平性、明確性に大きな問題があったと批判したことにより、日本馬術連盟が本部長1名で決めていたのを、選手選考検討委員会を設置して、選考方法の改善を図り、選考競技大会での成績上位者から自動的に選出する、いわゆるシドニー方式をとる等の改善がみられた事につき、仲裁の勧告機能を重視する肯定説の見解も示された⁴¹⁾。〔事案4〕評釈では、競技団体の非協力的な態度ももちろんであるが、代表選手の選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑念を抱かせることがないよう公平かつ透明な選考を行うことを定めた競技団体の規則の趣旨に反し、公平も透明性も認められず、実質的な仲裁判断を行ってもよかつたのではないかと指摘もある⁴²⁾。〔事案3〕評釈では、競技の違いを超えて、一度下された代表選手決定を覆すことの困難さを指摘するとともに、競技団体側の代表選考基準や方法の問題点を明らかにし、将来のルール策定や改善を求める機能がスポーツ仲裁にはあると

する⁴³⁾。

これら個別の仲裁判断事例の評釈において肯定説の立場がとられているのに対して、小川は、代表選手選考に関する国際スポーツ仲裁裁判所（英語名：Court of Arbitration for Sports :CAS）の仲裁判断とJSAAの仲裁判断を比較しながら、日本のスポーツ仲裁においては、選手選考基準や選考過程が明らかでないため申立人の請求が認容されにくい傾向、CASの仲裁判断では選考過程や手続の不備は、たとえ結果を左右するものでなくても治癒されないのに対して、JSAAの仲裁判断では、多少の手続的な瑕疵は問題にしないこと、日本では仲裁判断の末尾に希望ないし意見（本稿では、付言と名称しているが同義であると考え）が付されるが、CASでは付されないこと等を指摘して、否定説の立場をとる⁴⁴⁾。また、森下は、仲裁判断において「結論には影響を与えないが手続で争われた事項について言及すること」と、「当事者が求めてもいないような将来の手続の改善への勧告や競技団体へのその他の希望等」は、分けて考えたほうがよいと指摘し、仲裁人が後者について言及したいのであれば、別途論文等で持論を展開すべきという見方も可能であろうと述べ、否定説の立場をとる⁴⁵⁾。また、道垣内は、仲裁判断の末尾に付される苦言や要望などの付言について、前向きな評価として、競技団体の将来の運営について法的観点からの助言としての効果があり、グッドガバナンスに期待されることや、より広く、スポーツ界に法的観点から警鐘を鳴らし、すべての競技団体においてそれぞれの運営の在り方を見直すことにつながる効果が期待されることなどを挙げ⁴⁶⁾、肯定説にも一定の見解を示したが、他方、場合によっては、仲裁パネルが事実の認定について仲裁判断の結論に必要な限度で行うのが筋であるところ、付言によって認定されていない事実を前提とした意見を述べているようにみえる場合があり、その結果、仲裁パネルによって認定されていない事実があたかもそのような事実があったのではな

いかと推測されることがあると述べ、今後の付言の在り方について、上記のメリットを生かしつつ、他方で、無用な誤解を与えることがないように配慮が必要だと指摘し⁴⁷⁾、否定説に配慮した上で肯定説をとるべきであるとの立場であった。

たしかに、スポーツ仲裁は、スポーツ界独自の紛争解決制度であり、そもそも仲裁という紛争解決制度は当事者間の合意による私設の裁判のようなものであるため、その判断事項は柔軟であってよいだろう。したがって、スポーツ仲裁は、申立てを認容する判断には至らなくても、仲裁判断において認められたスポーツ競技団体の不適切な点につき、ガバナンスや公正性・透明性の向上のために勧告機能を発揮することは、仲裁機関の機能として重視されてもよいのかもしれない。しかし一方で、スポーツ仲裁は、あくまでも個別具体的な紛争について仲裁判断を下す紛争解決手続であり、仲裁判断例でみられたように、少なくとも仲裁判断の理由中でスポーツ競技団体に指導・監督することにつき法的根拠を有するものではない。また、そもそも競技者は、自身の競技における地位に影響を与える事柄である代表選手選考に不服があって仲裁申立てを行うのであり、競技者にとっては自身の地位こそが最重要事項であって、結論として代表選手選考が維持された上で、スポーツ競技団体の不適切な点につき付言を付すことは、仲裁判断後の当該競技者の地位に大きな影響を及ぼすものではなく、あまり意味があることとは思えない。もちろん、スポーツ競技団体のガバナンスが向上することは、スポーツ界にとって好ましいことではあるが、不適切な点について改善を勧告するものの、結論としてはスポーツ競技団体の行った代表選手選考を追認するという仲裁判断が多くみられる点については、さらなる検討が必要ではないかと考える。この問題についても、今後の研究課題としたい。

Ⅳ おわりに

以上、代表選手選考紛争をめぐるスポーツ仲裁判断例を分析し、学説及び評釈を参照して問題の検討を行った。Ⅱ章1.で確認したように、JSAAのスポーツ仲裁には、仲裁合意の問題で、すべての希望する競技者に不服申立ての途が開かれているわけではない。スポーツ基本法は、スポーツ紛争の解決について、スポーツ競技団体及び国の努力義務をそれぞれ定めている。「スポーツ団体」は、「スポーツを行う者の権利利益の保護」に配慮しつつ、スポーツ紛争の「迅速かつ適正な解決」に努めるものと規定されており（スポーツ基本法第5条1. 3）、また、国は、「スポーツを行う者の権利利益の保護」が図られるよう、スポーツ紛争の「迅速かつ適正な解決」に資するために必要な施策を講ずることが規定されている（スポーツ基本法第15条）。スポーツ仲裁は、スポーツ界独自の紛争解決制度として、訴訟での解決に馴染まないと判断されうるスポーツ紛争の簡易、迅速な解決を図る制度であり、スポーツ紛争の「迅速かつ適正な解決」を行うことによって「スポーツを行う者の権利利益の保護」を図ることがスポーツ仲裁の果たすべき機能であると考えられ、その機能を果たすためには、すべての希望する競技者にJSAAへの仲裁申立てを可能とするような制度的保障は、最低限必要ではないだろうか。

代表選手選考紛争にかかる仲裁判断例の分析、検討から、スポーツ仲裁法に関する今後の研究課題として、Ⅲ章3.で示した、①スポーツ競技団体の自律権の尊重と裁量の合理的な範囲、②仲裁判断を求めうる請求とその範囲、③スポーツ仲裁の勧告機能という3つの課題を示すことができた。これらの課題は、今後、スポーツ仲裁がその機能を十分に果たし、スポーツ界における「司法」の役割を担っていくうえで重要な論点になるのではないかと考えられる。

また、本稿では、代表選手選考紛争という一紛

争類型を対象に、日本における仲裁判断例を分析し、今後の研究課題を提示するに留まったが、スポーツ仲裁をはじめとする紛争解決制度については、諸外国のスポーツ紛争解決制度に関する先行研究も多くなされており、本テーマについては、今後、国内だけでなく諸外国の制度研究も視野に入れて、さらなる検討及び考察を加えていきたい。

- 1) 以下、本稿では、「スポーツ紛争」という場合、「スポーツ競技団体の決定・処分に係る紛争」を含む、「スポーツに関連する紛争」と広義に解する。
- 2) 小川和茂「スポーツ仲裁」法時第87号4号（2015年）31-32頁、水戸重之「スポーツ紛争と解決手段」自由と正義第58号2号（2007年）15頁以下参照。
- 3) たとえば、期日の迫った競技大会の出場権を求めて提訴したと仮定した場合、競技大会の期日を過ぎれば訴えの利益は消滅することが考えられるし、損害賠償を求めたと仮定した場合でも、競技大会が終わってから得た事後的な金銭賠償をもって本質的な解決といえるのかは疑問に思うところである。
- 4) 道垣内正人「スポーツ仲裁をめぐる若干の論点」仲裁とADR第3号（2008年）80頁。
- 5) 道垣内・前掲注4）84頁は、「仲裁法上の仲裁」について、民事上の紛争であって（仲裁法2条1項）、原則として法律を適用して判断するものを対象とし（仲裁法36条1項・2項）、仲裁判断には裁判所の判決と同じ効果が与えられる以上（仲裁法45条1項）、スポーツ仲裁規則の対象となる紛争が、裁判所法3条に定める「法律上の争訟」とは言えないとすれば、仲裁法の適用もないと指摘する。
- 6) 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）定款3条。
- 7) 杉山翔一「日本スポーツ仲裁機構の現在地と今後の課題」仲裁とADR第12号（2017年）43-44頁。
- 8) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構2016年度事業報告書1頁以下。最終閲覧日2017年7月13日（<http://www.jsaa.jp/doc/gaiyoe.html>）。
- 9) 前掲注8）1頁以下。
- 10) 杉山・前掲注7）44頁。
- 11) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）ウェブサイト参照。最終閲覧日2017年7月13日。（<http://www.jsaa.jp/>）。
- 12) スポーツ仲裁規則2条1項。
- 13) スポーツ仲裁規則3条1項。

- 14) スポーツ仲裁規則3条2項.
- 15) JSAA 仲裁申立料金規定3条. なお, 2011年から
は, 弁護士費用等の仲裁手続に掛かる費用の助成制
度も行なわれているようである. 前掲注11) 参照.
- 16) 杉山・前掲注7) 45頁.
- 17) スポーツ仲裁規則50条.
- 18) スポーツ仲裁規則37条2項.
- 19) 杉山・前掲注7) 45-46頁.
- 20) 道垣内・前掲注4) 84頁は, スポーツ仲裁が仲裁
法上の仲裁でないとするれば, 仲裁法の適用はなく,
たとえば, 仲裁判断に基づく履行をスポーツ競技団
体が拒否した場合, 仲裁を申し立てた競技者は, 裁
判所に対して仲裁判断に基づく強制執行のための執
行決定を求める訴えが却下されることになり, 国家
権力による強制的な執行の実現は望めない可能性が
あり, スポーツ界及び世間一般に公開することで仲
裁判断の履行確保を期待してのことであるとの見方
を示している.
- 21) たとえば, 自身が選出されなかった代表選手選考
の取消しを求める申立てにおいて, 選手選考の取消
し, 自身を代表選手に選出せよ, 明確な選手選考基
準を定立せよ等, 複数の請求を行う場合がある.
- 22) 本稿においては, 「選手」と「競技者」について同
義と解する.
- 23) 陸上競技におけるリレーや, バドミントンのペア
種目等, 複数人で行う種目は, 団体種目の類型とし
た. また, 自転車競技におけるロードレース種目は,
基本的には個人競技であるが, 複数人の競技者がチ
ームとなり, 役割を分担して競技を行うという競技
の特性により, 団体競技の様相を呈することから,
団体競技の類型とした. なお, 記録を競う競技とは,
タイムや距離などの記録の優劣を競う競技を指す.
- 24) なお, 本稿で取り上げているボウリング競技は,
国民体育大会では選出された正選手4名の中からさ
らにシングル(個人戦), ダブルス(団体戦)に振り
分けられて試合に出場するので, 個人競技及び団体
競技のどちらにも当てはまると解釈する.
- 25) 八木由里「オリンピック日本代表選出における紛
争とADR制度」日本スポーツ法学会年報第14号
(2007年)153頁は, 「団体競技の場合には単純に個人
の技術の優劣のみで代表選手を選ぶことはできずチ
ームを構成し戦略を決定する監督がどのポジション
にどのような選手が必要か, 選手同士のバランスや
相性等を考えて決めることが必要となる. したがっ

て, 団体競技の代表選手選出権限は実際には監督に
一任されている場合が多く, 落選した選手から異論
が出るというケースはほとんど見受けられない」と
述べているが, 上記論文執筆時点の2007年の段階で
JSAAに紛争が付託された事案は, JSAA-AP-
2003-001号事案, JSAA-AP-2004-001号事案, JSAA-
AP-2004-002号事案, JSAA-AP-2005-001号事案, の
4事例であり, いずれも個人競技種目であったこと
からこのような見解となったことが推認されるが,
私見では, 個人の成績等の客観的なデータによる代
表選手選考が可能な個人競技よりも, むしろ団体競
技における監督の裁量のような, 客観的なデータ等
が存在しない場合において, 選出されなかった競技
者の不服が生じやすいのではないかと考える.

- 26) スポーツ仲裁規則43条.
- 27) スポーツ仲裁規則43条但し書.
- 28) JSAA-AP-2016-001号事案ほか.
- 29) JSAA-AP-2010-005号事案ほか.
- 30) スポーツ競技団体の行なう処分・決定に係る紛争
については, 行政事件との類似性から論じられるこ
とがある. たとえば, 岩田浩=志田健太郎=山口亮
「日本におけるスポーツ仲裁の現状と分析」『スポー
ツ仲裁のさらなる発展に向けて』(2006年)74頁以下
は, スポーツ団体と選手等の力関係の差や紛争状況
に着目すれば, あたかも国家の決定につき私人が従
わなければならないという利益状況と類似してい
ると指摘する. 小幡純子「スポーツ仲裁—行政法の観
点から—」『スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて』
(2006年)42頁以下は, 国内における上位のスポー
ツ競技団体については, 当該団体の持つ公共性は高い
としたうえで, 当該団体による代表選手選考に不服
をもった選手が争うことは, 行政事件訴訟に類似し
た状況といえると指摘する. 道垣内・前掲注4) 80
頁以下は, 競技団体がした決定等の取消しを求め
るという紛争の形態について, 機関のした決定を争
うという点で行政事件に類似していると指摘する.

私見は, スポーツ仲裁は直接準拠すべき法律が存在
せず, スポーツ界独自の紛争解決制度であるスポ
ーツ仲裁の判断基準について行政事件との類似性
において論じられることそれ自体は, 類似した性質
を持つ行為から法的性質を探ることであり, 有用であ
ると考える. もっとも, 2003年の設立から現在に至
るまで「4項目の判断基準」が先例として踏襲され,
その妥当性につき議論が行なわれていないことに

いては疑問なしとしない。

- 31) 小川和茂「選手選考にかかる仲裁判断に関する一考察」『スポーツ仲裁の更なる発展に向けて』（2006年）162頁，杉山・前掲注7）48頁。
- 32) 棚村政行「水球における日本代表選考の決定の取り消しを求める仲裁申立事件」日本スポーツ法学会年報第22号（2015年）143-144頁。
- 33) 道垣内・前掲注4）85-86頁。
- 34) 小川・前掲注2）31-32頁。
- 35) 多田光毅 = 石田晃士 = 椿原直編著『紛争類型別スポーツ法の実務』三協法規出版（2014年）154頁，石田晃士執筆。
- 36) 上柳敏郎「JSAA-AP-2013-005仲裁判断（ポッチャ）について」日本スポーツ法学会年報第22号（2015年）158頁。
- 37) 中山幸二「オリンピック馬術競技出場選手の選出をめぐる仲裁申立事件」日本スポーツ法学会年報第13号（2006年）190頁。
- 38) 一木孝之「日本スポーツ仲裁機構2004年8月26日 JSAA-AP-2004-002仲裁判断について」日本スポーツ法学会年報第14号（2007年）216-217頁。
- 39) 笠井修「日本スポーツ仲裁機構2003年3号判断について」日本スポーツ法学会年報第12号（2005年）156-157頁。
- 40) 中山・前掲注37）190頁。
- 41) 八木・前掲注31）161-162頁。
- 42) 桂充弘「日本スポーツ仲裁機構2005年5月6日 JSAA-AP-2005-001仲裁判断について」日本スポーツ法学会年報第15号（2008年）234頁。
- 43) 一木・前掲注38）216-217頁。
- 44) 小川・前掲注31）161-162頁。
- 45) 森下哲郎「スポーツ仲裁判断の役割と課題」『スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて』（2006年）168頁。
- 46) 道垣内正人・早川吉尚編著『スポーツ法への招待』ミネルヴァ書房（2011年）76-77頁，道垣内正人執筆。
- 47) 道垣内・前掲注46）77頁。